

薬食監麻発 0116 第 4 号
平成 27 年 1 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号。以下「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

記

1 改正要旨

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 197 条第 1 項ただし書きの規定により、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された同一の一般的名称の医薬品であって、容量のみが異なるものについて、同時に検定の申請を一の検定申請書において行う場合、手数料及び試験品の数量は、検定告示で定める 1 件分の手数料及び試験品の数量とした。なお、施行規則第 197 条第 1 項のただし書きを適用する場合については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う検定の取扱いについて」（平成 27 年 1 月 16 日薬食監麻発 0116 第 1 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）を参照すること。



- ② 製剤技術の進展等の状況を踏まえ、別紙1のとおり試験を廃止するとともに、試験品の数量を変更した。
- ③ 試験技術の進歩及び試験に要する実費等を勘案し、手数料を見直した。

2 適用時期

公布日（平成27年1月16日）

3 標準的事務処理期間

以下の品目について、検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知）の記の第一の2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）の見直しを行った。

- ① 細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）
パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。
- ② 沈降インフルエンザワクチン（H5N1株）
中間段階について、パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。
最終段階について、パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。

なお、現在、検定告示に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙2のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙1)

検定を受けるべき医薬品	廃止する試験項目
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン(中間段階)	同定試験、動物接種試験
乾燥細胞培養痘そうワクチン(最終段階)	安定性試験
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	ホルムアルデヒド含量試験、含湿度試験
肺炎球菌ワクチン	エンドトキシン試験
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフェリア毒素結合体)(最終段階)	エンドトキシン試験
沈降精製百日せきジフェリア破傷風混合ワクチン(最終段階)	エンドトキシン試験
乾燥弱毒生風しんワクチン(中間段階)	同定試験、動物接種試験
乾燥弱毒生麻しんワクチン(中間段階)	同定試験、動物接種試験
乾燥人フィブリノゲン	発熱試験
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	凝固性たん白質含量試験、発熱試験
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	発熱試験
pH4処理酸性人免疫グロブリン	発熱試験
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	発熱試験
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	発熱試験
人ハプトグロビン	たん白質含量試験、発熱試験

(別紙2) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間(平成27年1月16日現在)

(下線部分は改正部分)

検定品目	標準的事務処理期間(日)	
インフルエンザワクチン	60	
インフルエンザHAワクチン	80	
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	<u>パンデミック発生時</u>	35
	<u>パンデミック未発生時</u>	70
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	<u>パンデミック発生時</u>
		<u>パンデミック未発生時</u>
	最終段階	<u>パンデミック発生時</u>
		<u>パンデミック未発生時</u>
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	<u>パンデミック発生時</u>
		<u>パンデミック未発生時</u>
	最終段階	<u>パンデミック発生時</u>
		<u>パンデミック未発生時</u>
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン (H5N1株)	<u>パンデミック発生時</u>	35
	<u>パンデミック未発生時</u>	70
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素 (ガスえそ抗毒素)	70	
乾燥ガスえそウマ抗毒素 (乾燥ガスえそ抗毒素)	70	
不活化狂犬病ワクチン	70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80	
コレラワクチン	60	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素 (乾燥ジフテリア抗毒素)	70	
ジフテリアトキソイド	70	
沈降ジフテリアトキソイド	70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70	
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	

検定品目	標準的事務処理期間（日）
水痘抗原	40
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60
4価皰膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）	60
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60
精製ツベルクリン（一般診断用）	80
痘そうワクチン（痘苗）	中間段階
	最終段階
乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）	中間段階
	最終段階
組織培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
日本脳炎ワクチン	80
乾燥日本脳炎ワクチン	80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）	70
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン（h u G K - 1 4 細胞由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来）	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs 抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
乾燥BCG膀胱内用（コンノート株）	80
乾燥BCG膀胱内用（日本株）	80
乾燥BCGワクチン	80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）	80

検定品目	標準的事務処理期間（日）	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソーカワクチン）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソーカワクチン）混合ワクチン（最終段階）	130	
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60



検定品目	標準的事務処理期間（日）	
乾燥ヘモフィルス b型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	60	
沈降ヘモフィルス b型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60	
発しんチフスワクチン	70	
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）	70	
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活化ポリオワクチン（ゾークワクチン）	70	
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）	70	
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70	
ワイル病秋やみ混合ワクチン	70	
加熱人血漿たん白	50	
人血清アルブミン	50	
乾燥人フィブリノゲン	50	
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50	
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60	
人免疫グロブリン	60	
アルキル化人免疫グロブリン	60	
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60	
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60	
pH 4処理酸性人免疫グロブリン	60	
pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	60	
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン	60	
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60	
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60	
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60	
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60	



検定品目	標準的事務処理期間（日）
抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	60
抗D（Rh o）人免疫グロブリン	50
乾燥抗D（Rh o）人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再抜取り、再試験に要する期間を含まない。





(号外) 独立行政法人国立印刷局

日 次

〔条 約〕

○原子力損害の補完的な補償に関する
条約(二)

〔省 令〕

○介護保険法施行規則等の一部を改正
する省令(厚生労働省)○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人○医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第
四十三条第一項の規定に基づき検定
を要するものとして厚生労働大臣の
指定する医薬品等の一部を改正する
件(同六)○國立感染症研究所試験検査依頼規程
の一部を改正する件(同七)○國立感染症研究所製品交付規程の一
部を改正する件(同八)○土砂災害防止対策基本指針
(国土交通省)○児童福祉法に基づく指定通所支援の
事業等の人員、設備及び運営に関する
基準の一部を改正する省令(同九)○医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律施
行規則の一部を改正する省令(同十)○エネルギーの使用の合理化等に關す
る法律施行規則の一部を改正する省
令(経済産業省)○土砂災害警戒区域等における土砂災
害防止対策の推進に関する法律の一
部を改正する法律の施行に伴う国土
交通省関係省令の整備に関する省令
(国土交通省)○平成二十六年度秋期情報処理技術者試
験合格者(経済産業省)○土砂災害警戒区域等における土砂災
害防止対策の推進に関する法律の一
部を改正する法律の施行に伴う国土
交通省関係省令の整備に関する省令
(国土交通省)

〔告 示〕

裁判所
特殊法人等
破産、免責關係〔公 告〕
諸事項△ 原子力損害の補完的な補償に関する条約(別添)
この条約は、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けることや、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものであり、前文、本文二十七箇条及び末文並びにこの条約の不可分の一部を成す附屬書から成る。その概要是、次のとおりである。

1 この条約は、ウイーン条約若しくはパリ条約のいづれかを実施する国内法令又は条約の附屬書の規定に適合する国内法令に従つて設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が責任を負う原子力損害に適用する。(第二条関係)

2 一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償について、施設国は、三億SDR、又は三億SDR以上の金額であつて原子力事故に先立ついづれかの時点において寄託者に明示するもの等が利用可能であることを確保し、また、この金額に加え、締約国は、第四条に規定する計算式に従つて公的資金を利用可能とする。これらに基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。(第三条及び第四条関係)

3 第三条に規定する資金は、締約国の裁判所が管轄権を有することを条件として、締約国の領域内において生ずる原子力損害や締約国領海を越える海域又はその上空において生ずる一定の原子力損害等を使用する。(第五条関係)

4 自國の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条の規定に従つて利用可能とされる金額を超えて超えることが見込まれ、かつ、第三条の規定に基づく拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。(第六条関係)

本号で公布された
法令のあらまし△ 原子力損害の補完的な補償に関する条約(別添)
この条約は、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けることや、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものであり、前文、本文二十七箇条及び末文並びにこの条約の不可分の一部を成す附屬書から成る。その概要是、次のとおりである。

1 この条約は、ウイーン条約若しくはパリ条約のいづれかを実施する国内法令又は条約の附屬書の規定に適合する国内法令に従つて設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が責任を負う原子力損害に適用する。(第二条関係)

2 一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償について、施設国は、三億SDR、又は三億SDR以上の金額であつて原子力事故に先立ついづれかの時点において寄託者に明示するもの等が利用可能であることを確保し、また、この金額に加え、締約国は、第四条に規定する計算式に従つて公的資金を利用可能とする。これらに基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。(第三条及び第四条関係)

3 第三条に規定する資金は、締約国の裁判所が管轄権を有することを条件として、締約国の領域内において生ずる原子力損害や締約国領海を越える海域又はその上空において生ずる一定の原子力損害等を使用する。(第五条関係)

4 自國の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条の規定に従つて利用可能とされる金額を超えて超えることが見込まれ、かつ、第三条の規定に基づく拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。(第六条関係)

〔官庁報告〕

四 財 政

○平成二十七年度地方税制改正等に関する
地方財政審議会意見(総務省)

国家試験

○平成二十六年度秋期情報処理技術者試
験合格者(経済産業省)

五 研究

六 地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

士試験合格者関係

七 喫

裁判所

特殊法人等

破産、免責關係

諸事項

八 訪問

裁判所

特殊法人等

破産、免責關係

諸事項

1の見出しの次に次の段落を加える。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十七条第一項ただし書の規定により、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するよう製造された同一の一般的名称の医薬品であつて、容量のみが異なるものについて、同時に一の検定申請書において申請される検定の申請は、その手数料及び試験品の数量については、一件の申請とみなす。

→(出典等の記載の表インフルエンザワクチンの項目 [883,800円] に加え、同表インフルエンザワクチンの項目 [490,800円] を [802,400円] に改め、同表細胞培養インフルエンザワクチン (H5+1株) の項目

[332,600円] や [424,400円] や [144,100円] や [229,500円] は、回表沈降マップの右側に、
[161,600円] や [250,900円] は、回表沈降マップの左側に、
[285,100円] や [305,600円] は、回表沈降マップの上部に、
[332,600円] や [424,400円] や [144,100円] や [229,500円] は、回表沈降マップの右側に、
[161,600円] や [250,900円] は、回表沈降マップの左側に、
[285,100円] や [305,600円] は、回表沈降マップの上部に、

改め、同表乳濁A型インヘルHヘルH-Aワクチン〔H-12-株〕の項目 [489,500円] 及び [579,400円] 〔H-11-株〕 [616,300円] 及び [785,200円] に該当し、同表乳濁細胞培養インヘルHヘルH-Aワクチン〔H-12-株〕の項目 [99,300円] 及び [110,000円] に該当し、[464,700円] 及び [577,300円] に該当し、[324,400円] 及び

「28,023,000円」を「25,635,800円」に、「3,385,000円」を「10,975,700円」に、「948,700円」を「380mL」に改め、同表ガスえそワ抗毒素（ガスえそワ抗毒素）の項目

〔687,400円〕を〔1,241,400円〕 \downarrow 〔1516,100円〕を〔695,400円〕 \uparrow なる。同表成人生用枕袋シットトゥーリー \downarrow 〔687,400円〕を〔1,241,400円〕 \downarrow 〔1516,100円〕を〔695,400円〕 \uparrow なる。同表ジフティニア、壁紙風呂ふたサインの項及び同表枕袋シットトゥーリーの項及び同表成人生用枕袋シットトゥーリー \downarrow 〔687,400円〕を〔1,241,400円〕 \downarrow 〔1516,100円〕を〔695,400円〕 \uparrow なる。

コア爆風混合トキソイムの項中「1,575,600円」を「2,615,700円」に、「920,400円」を「1,255,800円」に改め、同表水痘抗原の項中「399,300円」を「433,500円」に改め、同表乾燥弱毒生水痘ワクチンの項中「830,000円」を「982,100円」に改め、同表4種麻疹炎歎菌ワクチン（ジフテリアトキソイム

○厚生労働省告示第六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十七条第一項及び第二百九十九条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十六日から適用する。ただし、平成二十七年一月十五日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成27年1月16日 金曜日

ハハブタクロビン	93,300円 2本	内容量が100mLであるとき。
----------	---------------	-----------------

93,300円
内容量が100mLであるとき。
2本

ウ サックリングマウスによる場合
エ SDS-ボリアクリルアミドゲル
たん白の解析

286,700円
51,200円

2の生物学的製剤の項乾燥弱毒生おたふくかゼウクチノ(中間段階)田の中[3.3.1を除く。]を改め、回頭乾燥細胞培養液をハーフトナム(最終段階)の田中[3.4(3.4.2及び3.4.5を除く。)]を改め、回頭乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(最終段階)の田中[3.4(3.4.2及び3.4.3を除く。)]を改め、回頭乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(最終段階)の田中[3.4(3.4.2, 3.4.4, 3.4.6及び3.4.10を除く。)]を改め、回頭肺炎菌ワクチンの田中[「3.2.4及び3.2.7」]を改め、「及び3.2.4」を改め、回頭沈降ヒビ肺炎球菌殺石型ワクチン(無毒性変異株ハーフトナム毒素結合体)の田中[3.4.2]を改め、回頭沈降肺炎球菌殺石型ワクチン(無毒性変異株ハーフトナム毒素結合体)の田中[3.2(3.2.1, 3.2.2, 3.2.3, 3.2.5及び3.2.12を除く。)]を[3.2.4, 3.3.6, 3.3.8, 3.3.10及び3.3.11]を改め、回頭乾燥弱毒牛痘ワクチン(中間段階)の田中[3.3.1]を改め、回頭乾燥弱毒牛痘ワクチン(中間段階)の田中[3.3.2.1, 3.3.3]を改め、回頭乾燥人血液凝固第V因子の田中[3.4, 3.7及び5.1]を改め、回頭乾燥人免疫グロブリンの田中[「3.7」]を削り、同項pH4.4及理酸性人免疫グロブリンの田中[「3.7及5.3.8」]を改め、同項乾燥ボリエチレンヘキサンワール処理人免疫グロブリンの田中[「3.7及5.3.8」]を改め、「及び3.5」を改め、回頭乾燥人免疫グロブリンワール処理抗破傷風人免疫グロブリンの田中[「3.9及5.3.10」]を改め、同項人免疫グロブリンの田中[「3.2, 3.4, 3.7及5.3.8」]を[「3.4及5.3.8」]を改め。

2 輸血用血液及び血液成分の試験検査	
(1) 人全血液	76,300円
(2) 人赤球液	76,300円
(3) 解凍人赤球液	76,300円
(4) 洗浄人赤球液	76,300円
(5) 新鮮凍結人血漿	76,300円
(6) 人血小板濃厚液	76,300円
(7) 乾燥人血液凝固第Ⅹ因子複合体	237,200円
(8) 乾燥人血液凝固第Ⅹ因子複合体	155,000円
ア 原血漿が3人分以下の場合	
イ 原血漿が50人分以上の場合	
(ア) 発熱試験法によるとき	308,500円
(イ) エンドトキシン試験法によるとき	286,700円
(9) 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子	

ア イ	発熱試験法によるとき エンドトキシン試験法によるとき	308,500円 238,700円
〔1〕 ア イ	ヒスタミン加入免疫グロブリン（乾燥） 発熱試験法によるとき エンドトキシン試験法によるとき	260,000円 238,400円

別表第二 (第七条関係)

項	目	手数料
試験検査成績書副本交付手数料 和文 一通につき		13,300円
和文以外 一通につき		13,300円

○厚生労働省告示第八号
國立感染症研究所製品交付規程（昭和三十五年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正する。
平成二十七年一月十六日

別表(第三条関係)			
製品の名称	数量	交付手数料	
1 生物学的製剤国内標準品及び生物学的調剤国内参考品			
(1) 抗原			
標準インフルエンザワクチン (C.C.A.用) 参照インフルエンザワクチン (那中和試験用)	1本 (10cc) 1本 (10cc)	38,200円 54,500円	